

多摩美術大学任期制教員に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成 9 年法律第 82 号、以下「法」という。）第 5 条第 1 項及び第 2 項に基づき、任期を定めた教員の任用について定め、多様な人材の受入れを図り、多摩美術大学（以下「本学」という。）の教育研究の発展に寄与することを目的とする。

(任用の職等)

第 2 条 法第 4 条第 1 項第 1 号に基づき任期を定めて任用することができる教員は、本学大学院美術研究科の全専攻並びに美術学部の全学科の教授、准教授、講師(非常勤含む)及び助教、助手の職とする。

(任期)

第 3 条 任期は 5 年以内の期間とし、本学が特に必要と認めた場合は再任することができる。

- 2 前項に規定する任期（再任された場合の任期を含む。）については、本学教職員定年規程に定める定年を超えないものとする。

(就業条件等)

第 4 条 就業条件等は、本学教職員就業規則、助教規程、助手規程、非常勤講師規程、教職員給与規程、教職員退職金支給規程及びその他の関連する諸規程の定めるところによる。

第 5 条 (削 除)

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。